

審議シ會務ノ處理ニ當ル
第十二條 部員會ハ部長、部員、幹事ヲ以テシ部長之ヲ召集シ重要ナル會務ヲ審議決定ス

第六章 會計

第十三條 本會ノ會計ハ會員ノ贖出シタル會費ヲ以テ當ツ
第十四條 本會ノ會計ハ日本労働總同盟大阪聯合會々計ト別途ニス
第十五條 財産ノ保管及管理ハ日本労働總同盟大阪聯合會々計ニヨリ支出ハ部員會ノ請求ヲ待テナス

第七章 給付

第十六條 本會給付金受給資格者ハ加盟後引續キ滿一ヶ年規定ノ會費ヲ完納シタル會員ニ限ル
第十七條 本會々員ニハ別項給付規定ニヨル給付ヲ爲ス
但シ受給ノ権利ハ他人ニ讓渡スコトヲ得ズ
第十八條 受給資格者ハ選ニ幹事ヲ以テ部員ノ手ヲ通シ部長ニ申請スベシ
第十九條 部長ハ申請ニヨリ直チニ之ヲ調査シテ給付ヲ急グベシ

第八章 附則

第二十條 本細則ハ日本労働總同盟大阪聯合會ノ承認ヲ經ルニテ之ヲシテ變更スルヲ得ズ
但シ細則中疑義ヲ生ジタル場合ハ該委員會ノ判定ニヨルモノトス
給付規定
一、死亡弔慰金

(イ) 本人死亡シタル場合ソノ遺族ニ金壹拾圓也
(ロ) 同居セラル會員ノ實養父母及配偶者死亡シタルトキ金拾圓也
(ハ) 同居セラル會員ノ實養祖父及祖母及兄弟ノ死亡シタル場合金拾圓也
但シ出產後六ヶ月ニ滿テザル實子死亡ノ場合ハ支給セズ

二、災害見舞金

(イ) 世帯主タル會員ノ住宅全焼シタル場合ハ金拾圓也、但シ世帯主ニアラザル者及ビ獨身者ハ拾圓也
(ロ) 世帯主タル會員ノ住宅半燒シタル場合ハ金拾圓也、但シ世帯主ニアラザル者及獨身者ハ金五圓也

三、病氣見舞金

(イ) 會員ニシテ公私私間ハ六個月以上ニテ休養ニケ月以上ニ及ビシ場合金貳拾圓也
(ロ) 會員ノ同居扶養セラル家族ニシテ病傷ノタメ入院治療ヲケ月ヲ越ヘタル場合金五圓也

四、祝儀給付金

(イ) 會員ニシテ出產シタル場合金五圓也
(ロ) 會員結婚ノ場合金五圓也
但シ初婚或ハ先夫妻ト死別後再婚ノ場合ニ限ル
委員長 金正米吉
泉 清

會館建設運動

會館建設に就ては、先づ土地を買ひ入れた上で資金募集に掛る豫定を擲て、買入れ資金の調達に奔走した結果、壹萬圓位ハの資金調達は出来た。

早速、現在の事務所の土地を買ふべく數ヶ月間に亘つて交渉を續けて居るが、價額の協定成らず今日に至つて居る。一方また、他に土地を物色中である。
右様の事情の爲めに、特に基金募集には努力を拂はなかつたので成績は甚だ悪いが、比較的には金屬労働が一番成績よく、殊に同組合北支部の如き、拂込金總額の約四割弱の八百圓を完納済となつた特に感謝の意を表するものである。

會館建設基金

申 込 額	二、八八七、六〇〇
拂 込 額	二、〇三七、六一

(昭和八年十月七日締切)

教育出版部

我大阪聯合會機關紙「労働者新聞」は四月號より、從來の

第一回 卅日會

毎月卅日發行を一日發行に變更、定期的發刊を爲し來つた。

八、一、三〇、午後七時、大聯樓上

出席者、金正、梅田、山本、池上、田中、横内、大木元、米澤、霞、種田、富家、村尾、酒井、山口、市田、佐藤、前田西尾

司會者 金正米吉
演題 資本主義と社會主義 討論を行ひ

結論 社會政策は
一、積重ねる事で社會主義には逆しない

次期演題及司會者の決定
題 國家主義と國際主義
司會者 前田 種 男 散會十一時

鈴木文治氏歸國に際し歐洲視察講演會

八、三、二五、午後七時半、大聯本部樓上に於て
出席者約百二十名

鈴木氏は三月一十四日朝神戸に着、同日午後八時十七分大阪に到り、梅田に出迎へた組合員約二百名に擁せられて大阪聯合會に入った、翌日急しい中を割いて、講演會に出席されたのである、歐洲に於けるフアツシヨ、労働組合と日本労働組合の進むべき道を説かれて肝銘を興へた。